

飲酒運転は、 絶対しない！させない！許さない！



私たち宣言します。



自分にできること。

飲酒運転は、絶対しない。
家族や知人にも、絶対させない。



企業にできること。

従業員に、
飲酒運転を絶対させない。



お店にできること。

従業員はもちろんお客様に、
飲酒運転を絶対させない。

「見逃さない」飲酒運転を見たら110番！

※飲酒運転撲滅条例により、全ての県民は飲酒運転を見た場合等は、警察官に通報するよう努めることとされています。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(飲酒運転撲滅条例)概要

県民の責務等

《車の運転に関するもの》

- ・飲酒が車の正常な運転を妨げ、重大な事故の原因となるものであることを自覚し、アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車を運転してはなりません。

《家族や知人に関するもの》

- ・家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めなければなりません。

《通報に関するもの》

- ・飲酒運転を見かけたときは、警察官に通報するよう努めなければなりません。

飲酒運転は
絶対しない!
させない!
許さない!



飲酒運転で検挙された場合

・飲酒運転で検挙(1回目)

アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。

・5年以内に再び飲酒運転で検挙

アルコール依存症に関する受診が命じられます(命令に従わない場合は5万円以下の過料)。

※県からの通知に従い診察等を受け、報告書を提出しなければなりません。

※検挙基準未満のアルコールが検知された人も、再び飲酒運転を行わない取組に努めなければなりません。

事業者の責務等

《従業員に関するもの》

- ・業務上の飲酒運転を防止するため、従業員が酒気を帯びていないことの確認等を行うよう努めなければなりません。

《来店者や利用者に関するもの》

- ・酒類を提供する飲食店の営業者は、店の駐車場を設置している場合、車を利用する来店者の飲酒運転を防止するため、自動車運転代行業者の紹介等を行うよう努めなければなりません。
- ・特定事業者(酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者)は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の啓発文書を掲示するよう努めなければなりません。

《通報に関するもの》

- ・特定事業者とその従業員や、タクシー事業・自動車運転代行業の従事者は、来店者や利用者が飲酒運転をしようとするのを止めさせ、飲酒運転を見かけたときは、警察官に通報しなければなりません。
- ・交通誘導警備業務・自動車運送事業・道路管理業務の従事者は、業務上飲酒運転を見かけたときは、速やかに警察官に通報し、必要な情報を提供するよう努めなければなりません。

従業員等が 事業者 通勤・通学中に飲酒運転で 検挙された場合

公安委員会から通勤・通学先に通知

通知を受けた事業者は再発防止のため、研修、指導等を行わなければなりません。

飲食店 来店者が飲酒運転で 検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その取組を怠ったとき

店名等の公表、指示書の店内掲示命令

掲示しない場合、5万円以下の過料

*飲酒運転撲滅宣言企業・ 宣言の店に登録しましょう。

宣言の届出はお済みですか?

県に届出書を提出していただくと、内容の確認後、登録証、ポスター、ステッカーをお送りします。事業所内での啓発や、お客様へのお知らせをご利用ください。また、県のホームページで事業者名や取組内容を紹介します。



※届出には、県ホームページからの電子申請のほか、FAXや郵送、電子メールが利用できます。(届出書の様式は、ホームページからダウンロードできます。)



問合せ先:福岡県新社会推進部生活安全課 ☎092-643-3167

飲酒運転相談窓口

☎092-609-9110

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10時～12時、13時～16時
飲酒運転違反者や違反者となるおそれがある方、そのご家族等周囲の方による飲酒運転防止の取組を支援するため、「飲酒運転相談窓口」で相談をお受けします。
お気軽にご相談ください。

毎月25日は、
飲酒運転撲滅
の日です。

